

テーマ3：住宅セーフティネット（住宅の確保に配慮を要する者の居住の安定の確保）

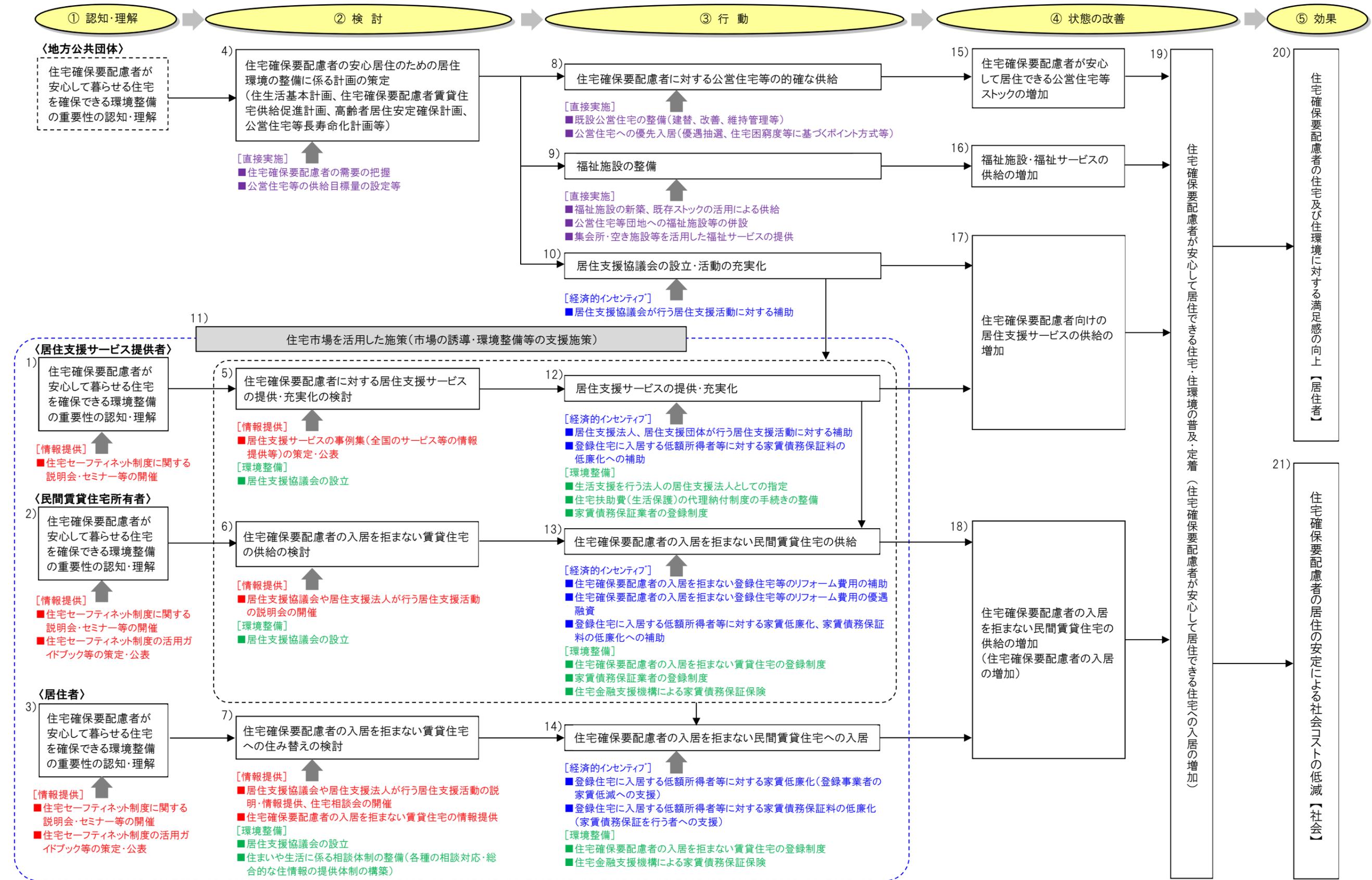


図1-6 ロジックモデルの作成例

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
① 認知・理解	1) 住宅確保要配慮者 ^{注1)} が安心して暮らせる住宅 ^{注2)} を確保できる環境整備の重要性の認知・理解 (居住支援サービス関連事業者)	住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を認知・理解しているサービス提供者の割合【OC指標】	事業者調査 (方法②)	数年	定期的に居住支援サービス関連事業者調査を実施し ^{注3)} 、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を認知・理解しているか」を問い、事業者の総数に占める ^{注4)} 、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を認知・理解している」と回答した事業者数の割合について集計する。
		住宅セーフティネット制度に関する居住支援サービス関連事業者向け説明会等の参加者数【MO指標】	説明会等実績報告書 (方法③)	1年	【説明会等を実施している場合の指標】 説明会等実績報告書に基づき、住宅セーフティネット制度に関する居住支援サービス関連事業者向けの説明会・セミナー等に参加した居住支援サービス関連事業者数(開催別サービス提供者数、延べ人数)について集計する。
		住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を認知・理解した説明会等参加者の割合【MO指標】	説明会等実績報告書 (方法③)	1年	【説明会等を実施している場合の指標】 上記の説明会等に参加した居住支援サービス関連事業者に「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を認知・理解したか」を問い、総数に占める、「重要性を認知・理解した」と回答した事業者数(延べ人数)の割合について集計する。
	2) 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性の認知・理解 (民間賃貸住宅所有者)	住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を民間賃貸住宅所有者の割合【OC指標】	民間賃貸住宅所有者調査 (方法②)	数年	地域の不動産関連団体等を通じ、定期的に民間賃貸住宅所有者向けの調査を実施し ^{注5)} 、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を認知・理解しているか」を問い、民間賃貸住宅所有者の総数に占める ^{注6)} 、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を認知・理解している」と回答した民間賃貸住宅所有者数の割合について集計する。
		住宅セーフティネット制度に関する民間賃貸住宅所有者向け説明会等の参加者数【MO指標】	説明会等実績報告書 (方法③)	1年	【説明会等を実施している場合の指標】 説明会等実績報告書に基づき、住宅セーフティネット制度に関する民間賃貸住宅所有者向けの説明会・セミナー等に参加した民間賃貸住宅所有者数(開催別人数、延べ人数)について集計 ^{注7)} する。
		住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を認知・理解した説明会等参加者の割合【MO指標】	説明会等実績報告書 (方法③)	1年	【説明会等を実施している場合の指標】 上記の説明会等に参加した民間賃貸住宅所有者に「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を認知・理解したか」を問い、総数に占める、「重要性を認知・理解した」と回答した民間賃貸住宅所有者数(延べ人数)の割合について集計 ^{注8)} する。

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
① 認知・理解	2) 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性の認知・理解 〈民間賃貸住宅所有者〉	住宅セーフティネット制度の活用ガイドブック ^{注9)} 等の配布数・ウェブサイトへのアクセス数 【予備指標】	ガイドブック等の配布数、ウェブサイトへのアクセス数 〈方法③④〉	1年	【ガイドブック等を公表している場合の指標】 公表している「住宅セーフティネット制度の活用ガイドブック等」の配布数 ^{注10)} 、関連する情報を公開しているウェブサイトへのアクセス数(サイト上からのガイドブック等のダウンロード数)について集計する。
	3) 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性の認知・理解 〈居住者〉	住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境整備の重要性を認知・理解している民間賃貸住宅居住者の割合 【OC指標】	住民調査 〈方法②〉	数年	定期的に住民調査を実施し ^{注11)} 、「世帯の構成」 ^{注12)} 、「住宅の基本属性」 ^{注13)} 及び「民間賃貸住宅への入居に際して重要と思う項目」を問い、民間賃貸住宅に居住している世帯の総数に占める ^{注14)} 、重要と思う項目として「低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯(子育て世帯・多子世帯等)、外国人等の世帯属性のみを理由として入居の拒否を受けないこと」を選んだ世帯数の割合について集計する。
		住宅セーフティネット制度に関する説明会等の参加者数 【MO指標】	説明会等実績報告書 〈方法③〉	1年	【説明会等を実施している場合の指標】 説明会等実績報告書に基づき、住宅セーフティネット制度に関する居住者(消費者)向け説明会等に参加した居住者数(開催別人数、延べ人数)について集計する。
		住宅セーフティセット制度の内容を認知・理解した説明会等参加者の割合 【MO指標】	説明会等実績報告書 〈方法③〉	1年	【説明会等を実施している場合の指標】 説明会等実績報告書に基づき、上記の説明会等に参加した居住者の総数に占める、「住宅セーフティセット制度の内容を認知・理解した」と回答した居住者数(延べ人数)の割合について集計する。
		住宅セーフティネット制度の活用ガイドブック等の配布数・ウェブサイトへのアクセス数 【予備指標】	ガイドブック等の配布数、ウェブサイトへのアクセス数 〈方法③④〉	1年	【ガイドブック等を公表している場合の指標】 公表している「住宅セーフティネット制度の活用ガイドブック等」の配布数、関連する情報を公開しているウェブサイトへのアクセス数(サイト上からのガイドブック等のダウンロード数)について集計する。

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
② 検討	4)住宅確保要配慮者の安心居住のための居住環境の整備に係る計画の策定〈地方公共団体〉	住宅確保要配慮者の安心居住のための居住環境の整備に係る計画を策定している地方公共団体の割合 【OC指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、住宅確保要配慮者の居住の安心・安定のための居住環境の整備を位置づけた住生活基本計画を策定している地方公共団体(都道府県、市区町村。以下同様とする。)の数、及び全地方公共団体数に対する割合について集計する※1。 ※1 国の場合は全国の都道府県及び市区町村を対象に、都道府県の場合は当該都道府県下の市区町村を対象に集計する(以下の※1も同様とする)※15)。
			地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画(賃貸住宅供給促進計画)を策定している地方公共団体の数、及び全地方公共団体数に対する割合について集計する※1。
	5)住宅確保要配慮者に対する居住支援サービスの提供・充実化の検討〈サービス提供者〉	住宅確保要配慮者に対する居住支援サービスの提供の充実化のための体制整備・技術者育成・技術蓄積に積極的に取り組んでいる事業者の割合 【OC指標】	事業者調査 〈方法②〉	数年	定期的に居住支援サービス関連事業者調査を実施し、「住宅確保要配慮者に対する居住支援サービスの提供の充実化のための体制整備・技術者育成・技術蓄積への取り組み状況」を問い、事業者の総数に占める、「体制整備・技術者育成・技術蓄積に積極的に取り組んでいる」と回答した事業者数の割合について集計する※2。 ※2 住宅確保要配慮者の属性ごとに集計する(以下の※2も同様とする)※16)。
			事例集等の配布数、ウェブサイトへのアクセス数 〈方法③④〉	1年	【事例集等を公表している場合の指標】 公表している「居住支援サービスの事例集(全国のサービス等の情報提供等)等」の配布数、関連する情報を公開しているウェブサイトへのアクセス数(サイト上からのガイドブック等のダウンロード数)について集計する。
	6)住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の検討〈民間賃貸住宅所有者〉	住宅確保要配慮者を入居させることに抵抗感を持っていない民間賃貸住宅所有者の割合 【OC指標】	民間賃貸住宅所有者調査 〈方法②〉	数年	地域の建設関連団体・不動産関連団体等を通じ、定期的に民間賃貸住宅所有者向けの調査を実施し、「住宅確保要配慮者を入居させることに対する抵抗感の有無」を問い、民間賃貸住宅所有者の総数に占める、「抵抗感を持っていない」と回答した民間賃貸住宅所有者数の割合について集計する※2。

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
② 検討	6) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の検討 (民間賃貸住宅所有者)	居住支援協議会・や居住支援法人が行う居住支援活動の説明会等の参加者数 【MO 指標】	説明会等実績報告書 (方法③)	1年	【説明会等を実施している場合の指標】 説明会等実績報告書に基づき、居住支援協議会や居住支援法人が行う居住支援活動の説明会等に参加した民間賃貸住宅所有者数(開催別人数、延べ人数)について集計する。
		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給をしようと思った説明会等参加者の割合 【MO 指標】	説明会等実績報告書 (方法③)	1年	【説明会等を実施している場合の指標】 説明会等実績報告書に基づき、上記の説明会等に参加した民間賃貸住宅所有者の総数に占める、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給をしようと思った」と回答した民間賃貸住宅所有者数(延べ人数)の割合について集計する。
	7) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅への住み替えの検討 (居住者)	住居費負担の軽減のための住み替えを考えている低額所得の民間賃貸住宅居住者の割合 【OC 指標】	住宅・土地統計調査/住生活総合調査 (方法①)	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住している低額所得世帯の総数に占める、今後の一定期間内に「現住宅からの住み替え」を考えており、その目的が「住居費負担の軽減」である世帯数の割合について集計する。 ※3 低額所得世帯として「年収 200 万円未満、300 万円未満」等の年収を設定して集計する(以下の※3も同様とする) ^{注17)} 。 ※4 今後の一定期間内として「1年以内、3年以内、5年以内」等の期間を設定して集計する(以下の※4も同様とする)。
			住民調査 (方法②)	数年	住民調査を定期的実施し、「世帯の年収」、「住宅の基本属性」及び「住み替えの計画・予定とその目的」 ^{注18)} を問い、民間賃貸住宅に居住している低額所得世帯の総数に占める、今後の一定期間内に「現在の住まいからの住み替え」を考えており、その目的が「住居費負担の軽減」である世帯数の割合について集計する※3、※4。
		「資金・収入等の不足」を住み替えの実現上の課題とする住宅確保要配慮者の割合 【OC 指標】	住宅・土地統計調査/住生活総合調査 (方法①)	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住している住宅確保要配慮者(世帯)の総数に占める、今後の一定期間内に「民間賃貸住宅への住み替え」を考えているが、「資金・収入等の不足」を住み替えの実現上の課題とする世帯数の割合について集計する※4、※5。 ※5 住宅確保要配慮者として「低額所得世帯(※3)、高齢者世帯、子育て世帯」の別に集計する(以下の※5も同様とする) ^{注19)} 。

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
② 検討	7)住宅確保要 配慮者の入居 を拒まない賃 貸住宅への住 み替えの検討 (居住者)	「資金・収入等の 不足」を住み替え の実現上の課題 とする住宅確保要 配慮者の割合 【OC指標】	住民調査 (方法②)	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の構成」、「世帯 年収」、「住宅の基本属性」、「今後の住み替えの計 画・予定」及び「住み替えの実現上の課題」 ^{注20)} を問 い、民間賃貸住宅に居住している住宅確保要配慮 者(世帯)の総数に占める、今後の一定期間内に「民 間賃貸住宅への住み替え」を考えているが、「資金・ 収入等の不足」を住み替えの実現上の課題とする世 帯数の割合について集計する※2、※4。
		「希望エリアの物 件の不足」を住み 替えの実現上の 課題とする住宅確 保要配慮者の割 合 【OC指標】	住宅・土地 統計調査 /住生活 総合調査 (方法①)	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに 基づき、民間賃貸住宅に居住している住宅確保要 配慮者(世帯)の総数に占める、今後の一定期間内 に「民間賃貸住宅への住み替え」を考えているが、 「希望エリアの物件の不足」を住み替えの実現上の 課題とする世帯数の割合について集計する※4、※ 5。
			住民調査 (方法②)	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の構成」、「世帯 年収」、「住宅の基本属性」、「今後の住み替えの計 画・予定」及び「住み替えの実現上の課題」を問 い、民間賃貸住宅に居住している住宅確保要配慮者 (世帯)の総数に占める、今後の一定期間内に「民間 賃貸住宅への住み替え」を考えているが、「希望エリ アの物件の不足」を住み替えの実現上の課題とする 世帯数の割合について集計する※2、※4。
		「予算の範囲で気 に入らない物件が ない」ことを住み 替えの実現上の課 題とする住宅確保 要配慮者の割合 【OC指標】	住宅・土地 統計調査 /住生活 総合調査 (方法①)	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに 基づき、民間賃貸住宅に居住している住宅確保要 配慮者(世帯)の総数に占める、今後の一定期間内 に「民間賃貸住宅への住み替え」を考えているが、 「予算の範囲で気に入らない物件がない」ことを住み 替えの実現上の課題とする世帯数の割合について集 計する※4、※5。
		住民調査 (方法②)	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の構成」、「世帯 年収」、「住宅の基本属性」、「今後の住み替えの計 画・予定」及び「住み替えの実現上の課題」を問 い、民間賃貸住宅に居住している住宅確保要配慮者 (世帯)の総数に占める、今後の一定期間内に「民間 賃貸住宅への住み替え」を考えているが、「予算の 範囲で気に入らない物件がない」ことを住み替えの実 現上の課題とする世帯数の割合について集計する※ 2、※4。	

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
② 検討	7)住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅への住み替えの検討〈居住者〉	「相談できる専門家がいない」ことを住み替えの実現上の課題とする住宅確保要配慮者の割合 【OC指標】	住宅・土地統計調査 / 住生活総合調査〈方法①〉	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住している住宅確保要配慮者(世帯)の総数に占める、今後の一定期間内に「民間賃貸住宅への住み替え」を考えているが、「相談できる専門家がいない」ことを住み替えの実現上の課題とする世帯数の割合について集計する※4、※5。
			住民調査〈方法②〉	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の構成」、「世帯年収」、「住宅の基本属性」、「今後の住み替えの計画・予定」及び「住み替えの実現上の課題」を問い、民間賃貸住宅に居住している住宅確保要配慮者(世帯)の総数に占める、今後の一定期間内に「民間賃貸住宅への住み替え」を考えているが、「相談できる専門家がいない」ことを住み替えの実現上の課題とする世帯数の割合について集計する※2、※4。
	住み替えの実現上の課題は「特にない」とする住宅確保要配慮者の割合 【OC指標】	住宅・土地統計調査 / 住生活総合調査〈方法①〉	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住している住宅確保要配慮者(世帯)の総数に占める、今後の一定期間内に「民間賃貸住宅への住み替え」を考えており、住み替えの実現上の課題は「特に(問題は)ない」とする世帯数の割合について集計する※4、※5。	
		住民調査〈方法②〉	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の構成」、「世帯年収」、「住宅の基本属性」、「今後の住み替えの計画・予定」及び「住み替えの実現上の課題」を問い、民間賃貸住宅に居住している住宅確保要配慮者(世帯)の総数に占める、今後の一定期間内に「民間賃貸住宅への住み替え」を考えており、住み替えの実現上の課題は「特にない」とする世帯数の割合について集計する※2、※4。	
	居住支援協議会や居住支援法人が行う居住支援活動の説明会等の参加者数 【MO指標】	説明会等実績報告書〈方法③〉	1年	【説明会等を実施している場合の指標】 説明会等実績報告書に基づき、居住支援協議会や居住支援法人が行う居住支援活動の説明会等に参加した民間賃貸住宅の居住者数(開催別人数、延べ人数)について集計する。	
	住宅確保要配慮者の住み替えに関する相談件数 【MO指標】	相談実績報告書等〈方法③〉	1年	【相談窓口等を設置している場合】 相談実績報告書等に基づき、相談会・相談窓口等における、「低額所得者、高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への住み替えに関する相談件数」について集計する ^{注21)} 。	

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
③ 行動	8)住宅確保要配慮者に対する公営住宅等の的確な供給 〈地方公共団体〉	住宅困窮度等を踏まえた公営住宅等への入居者選定を行っている地方公共団体の数及び割合 【OC指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、住宅困窮度等を踏まえた公営住宅等への入居者選定を行っている地方公共団体の数、及び全地方公共団体数に対する割合について集計する※1。
		公営住宅入居者に占める収入超過者・高額所得者の割合 【OC指標】	公営住宅入居者報告書 〈方法③〉	1年	公営住宅入居者報告書等のデータに基づき、公営住宅の入居世帯の総数に占める、「収入超過」及び「高額所得」それぞれの世帯数の割合、及び世帯数の合計の割合について集計する。
		中年単身世帯の公営住宅への入居を認めている地方公共団体の数及び割合 【OC指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、中年単身世帯(40代、50代等) ^{注22)} の公営住宅への入居を認めている地方公共団体の数、及び全地方公共団体数に対する割合について集計する※1。
		在留資格を持つ外国人の公営住宅の入居を認めている地方公共団体の数及び割合 【OC指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、在留資格を持つ外国人の公営住宅への入居を認めている地方公共団体の数、及び全地方公共団体数に対する割合について集計する※1。
		公営住宅への入居要件として連帯保証人の確保を不要としている地方公共団体の数及び割合【OC指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、公営住宅への入居要件として連帯保証人の確保 ^{注23)} を不要としている地方公共団体の数、及び全地方公共団体数に対する割合について集計する※1。
	9)福祉施設の整備 〈地方公共団体〉	福祉施設の整備件数 【OC指標】	社会福祉施設整備計画 〈方法③④〉	5年	社会福祉施設整備計画等に基づき、最近の一定期間(5年間等)における社会福祉施設の整備の実施件数又は事業化された件数の合計について集計する。
	10)居住支援協議会の設立・活動の充実化 〈地方公共団体〉	居住支援協議会を設立している地方公共団体の数及び割合 【OC指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、居住支援協議会を設立している地方公共団体の数、及び全地方公共団体数に対する割合について集計する※1、※2。
		都道府県等の設立する居住支援協議会に参画している市区町村の数及び割合 【OC指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、都道府県等の設立する居住支援協議会に参画している市区町村の数 ^{注24)} 、及び全市区町村数に対する割合について集計する※6。 ※6 集計方法は※1に準ずる ^{注25)} 。

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
③ 行動	11)住宅市場を活用した施策 (地方公共団体)	民間賃貸住宅に居住する低額所得者に対する家賃補助施策を実施している地方公共団体の数及び割合 【OC指標】	地方公共団体調査 (方法②)	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、民間賃貸住宅に居住している低額所得者に対する家賃補助など、住宅確保要配慮者が安心して居住できる民間賃貸住宅を確保できるための施策を実施している地方公共団体の数、及び全地方公共団体数に対する割合について集計する※1。
		居住支援に係る相談窓口を設置している地方公共団体の数及び割合 【OC指標】	地方公共団体調査 (方法②)	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、居住支援に係る相談窓口を設置している地方公共団体の数、及び全地方公共団体数に対する割合について集計する※1。
		住宅と福祉の連携した取り組み ^{注26)} を実施している地方公共団体の数及び割合 【OC指標】	地方公共団体調査 (方法②)	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、住宅確保要配慮者等に対して、住宅と福祉の連携した取り組みを実施している地方公共団体の数、及び全地方公共団体数に対する割合について集計する※1。
	12)居住支援サービスの提供・充実化 (サービス提供者)	住宅確保要配慮者居住支援法人 ^{注27)} の指定数 【OC指標】	地方公共団体調査 (方法②)	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、都道府県において指定された「住宅確保要配慮者居住支援法人」の数について集計する※2。
		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅物件を扱っている不動産店の割合 【OC指標】	事業者調査 (方法②)	数年	地域の不動産関連団体等を通じ、定期的に宅地建物取引業者(賃貸物件の仲介業者)向けの調査を実施し、宅地建物取引業者の総数に占める、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅物件」を扱っている宅地建物取引業者数の割合について集計する※2。
		居住支援活動に対する補助件数 【MO指標】	補助等実績報告書 (方法③)	1年	【補助事業等を実施している場合の指標】 補助等実績報告書に基づき、居住支援法人が行う居住支援活動に対する補助等の支援実績(申請件数、利用件数)について集計 ^{注28)} する。
		家賃債務保証業者の登録者数 【MO指標】	登録等実績報告書 (方法③)	1年	登録等実績報告書に基づき、家賃債務保証業者の登録者数について集計する※2。

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
③ 行動	13)住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給 〈民間賃貸住宅所有者〉	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数 【OC指標】	セーフティネット住宅情報提供システム 〈方法①〉 地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	セーフティネット住宅情報提供システムのデータに基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録戸数について集計する※2、※7。 ※7 登録戸数について、一般の賃貸住宅、共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)の区分で集計する(以下の※7も同様とする)。
		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録物件に対するリフォーム ^{注29)} 費用の補助等の件数 【MO指標】	補助等実績報告書 〈方法③〉	1年	【補助事業等を実施している場合の指標】 補助等実績報告書に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録物件に対するリフォーム費用の補助、リフォーム費用の優遇融資等の支援実績(申請件数、利用件数)について、支援施策ごとに集計 ^{注30)} する。
	14)住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅への入居 〈居住者〉	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録物件への入居者数 【OC指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録物件への住宅確保要配慮者の入居者(入居世帯)数について集計する※7。
		登録住宅に入居する低額所得者等への家賃低廉化等の補助件数 【MO指標】	補助等実績報告書 〈方法③〉	1年	【補助事業等を実施している場合の指標】 補助等実績報告書に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録物件に入居する低額所得者等への家賃低廉化、家賃債務保証料の低廉化等の支援実績(申請件数、利用件数)について、支援施策ごとに集計する。
		住居費負担の軽減のための住み替えを行った低額所得の民間賃貸住宅居住世帯の割合 【MO指標】	住宅・土地統計調査/ 住生活総合調査 〈方法①〉	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住している低額所得者の総数に占める、最近の5年間に「現在の住まいに住み替え」を行い、その時の目的や理由が「住居費負担の軽減」である世帯数の割合について集計する。
			住民調査 〈方法②〉	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の構成」、「世帯年収」、「住宅の基本属性」、「現住宅の入居時期」及び「住み替え時の目的や理由」を問い、民間賃貸住宅に居住している低額所得者の総数に占める、最近の一定期間内に「現在の住まいに住み替え」を行い、その時の目的や理由が「住居費負担の軽減」である世帯数の割合について集計する※8。 ※8 最近の一定期間内として「1年以内、3年以内、5年以内」等の期間を設定して集計する。

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
④ 状態の改善	15) 住宅確保要配慮者が安心して居住できる公営住宅等ストックの増加	公営住宅の応募倍率 【OC指標】	公営住宅等管理台帳 〈方法③〉	1年	公営住宅等管理台帳等に基づき、公営住宅等の募集戸数に対する住宅確保要配慮者の応募者数の倍率について集計する。
	16) 福祉施設・福祉サービスの供給の増加	人口千人あたりの社会福祉施設の整備件数 【OC指標】	社会福祉施設整備計画 〈方法③④〉	5年	社会福祉施設整備計画等に基づき、社会福祉施設の整備件数(累計)を人口で除し、人口千人あたりの社会福祉施設の整備件数について計算する。
		建替え等が行われる拠点公営住宅等団地における福祉施設の併設率 【OC指標】	公営住宅等管理台帳 〈方法③〉 社会福祉施設整備計画 〈方法③④〉	5年	公営住宅等管理台帳及び社会福祉施設整備計画等に基づき、建替えや長寿命化改善等が行われる拠点公営住宅等団地(管理戸数 100 戸以上等)の総数に占める、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設を併設している団地数の割合について集計する。
	17) 住宅確保要配慮者向けの居住支援サービスの供給の増加	居住支援協議会による人口カバー率 【OC指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、居住支援協議会による人口カバー率として、全国の人口の総数に占める、次の i) 又は ii) のいずれかに該当する市区町村の人口の合計の割合について集計する※6。 i) 都道府県が設立する居住支援協議会に、住宅部局と福祉部局の両方が参画している(自らは居住支援協議会を設立していない。以下同様とする。)市区町村 ii) 居住支援協議会を自ら設立している市区町村
		住宅確保要配慮者の属性別の居住支援サービスを提供している居住支援協議会による人口カバー率 【OC指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、住宅確保要配慮者の属性別の居住支援サービスを提供している居住支援協議会による人口カバー率として、次の i) 又は ii) のいずれかに該当する市区町村の人口の合計の割合について集計する※2、※6。 i) 住宅確保要配慮者の属性別に、当該住宅確保要配慮者に居住支援サービスを提供している地方公共団体が設立する居住支援協議会に参画している市区町村 ii) 住宅確保要配慮者の属性別に、当該住宅確保要配慮者に居住支援サービスを提供している居住支援協議会を自ら設立している市区町村

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
④ 状態の改善	17) 住宅確保要配慮者向けの居住支援サービスの供給の増加	居住支援協議会を自ら設立している市区町村の数及び割合 【OC 指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、自ら居住支援協議会を設立している市区町村の数、及び全市区町村数に対する割合について集計する※6。
		居住支援協議会を自ら設立している市区町村の人口カバー率 【OC 指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、全国の人口の総数に占める、自ら居住支援協議会を設立している市区町村の人口の合計の割合について集計する※6。
		住宅確保要配慮者の属性別の居住支援法人を指定している都道府県の割合 【OC 指標】	地方公共団体調査 〈方法②〉	1年	【国での指標】 地方公共団体に対する調査を毎年度実施し、住宅確保要配慮者の属性別に、当該住宅確保要配慮者に対する居住支援サービスを提供する居住支援法人を指定している都道府県の割合について集計する※2。
	18) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の増加（住宅確保要配慮者の入居の増加）	民間賃貸住宅ストックに占める住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数の割合 【OC 指標】	住宅・土地統計調査 〈方法①〉 セーフティネット住宅情報提供システム 〈方法①〉	5年	住宅・土地統計調査及びセーフティネット住宅情報提供システムデータに基づき、民間賃貸住宅ストックの総数に占める、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数の割合について集計する※2。
		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数の充足率 【OC 指標】	国勢調査 〈方法①〉 住宅・土地統計調査 〈方法①〉 セーフティネット住宅情報提供システム 〈方法①〉	5年	住宅確保要配慮者の世帯数（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の必要戸数）の総数に占める、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅戸数の割合について集計する※5、※9。 ※9 住宅確保要配慮者の世帯数の把握は、「住宅確保要配慮者推計プログラム」を活用することができる ^{注31)} 。
		住宅確保要配慮者という属性を理由に入居拒否を経験したことがある者の割合 【OC 指標】	住民調査 〈方法②〉	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の構成」及び「低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の属性のみを理由として民間賃貸住宅への入居拒否を経験したことの有無」を問い、民間賃貸住宅に居住している世帯の総数に占める、「入居拒否を経験した」ことがある世帯数の割合について集計する※2。

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
④ 状態の改善	18)住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の増加（住宅確保要配慮者の入居の増加）	民間賃貸住宅における入居制限をしていない家主の割合 【OC 指標】	民間賃貸住宅所有者調査 〈方法②〉	数年	地域の民間賃貸住宅所有者団体等を通じて、民間賃貸住宅所有者向けの調査を定期的を実施し、住宅確保要配慮者の属性別に「住宅確保要配慮者の入居制限をしているか」を問い、民間賃貸住宅所有者の総数に占める、「入居制限」をしていない民間賃貸住宅所有者数の割合について集計する※2。
	19)住宅確保要配慮者が安心して居住できる住宅・住環境の普及・定着（住宅確保要配慮者が安心して居住できる住宅への入居の増加）	住宅確保要配慮者が安心して居住できる賃貸住宅の充足率 【OC 指標】	住宅・土地統計調査 〈方法①〉 公営住宅等管理台帳 〈方法③〉 セーフティネット住宅情報提供システム 〈方法①〉	5年	住宅確保要配慮者が安心して居住できる賃貸住宅の充足率として、住宅確保要配慮者の世帯数の総数に占める、次の i) 又は ii) のいずれかに該当する住宅戸数の合計の割合について集計する※5、※9。 i) 公営住宅等 ii) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録物件
		災害時に住宅被災者を受け入れることが可能な住宅ストック数 【OC 指標】	公営住宅等管理台帳 〈方法③〉 セーフティネット住宅情報提供システム 〈方法①〉	数年	【国又は都道府県での指標】 地方公共団体に対する調査を定期的を実施し、災害時に住宅被災者を受け入れることが可能な住宅ストック数として、次の i) から iii) のいずれかに該当する住宅の空き家戸数の合計について集計する※10。 i) 公営住宅等 ii) 教職員住宅等の公営住宅以外の地方公共団体が管理する住宅 iii) 住宅確保要配慮者のうち被災者の入居を拒まない賃貸住宅の登録物件 ※10 都道府県別又は地方ブロック(国土交通省地方整備局等の管轄地域)別に集計する。
		住宅確保要配慮者が安心して居住できる住宅に居住している低額所得者の割合 【OC 指標】	公営住宅等管理台帳 〈方法③〉 セーフティネット住宅情報提供システム 〈方法①〉	5年	賃貸住宅に居住している低額所得者のうち、次の i) 又は ii) のいずれかに該当する住宅に居住している世帯数の合計の割合について集計する。 i) 公営住宅等 ii) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録物件

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
④ 状態の改善	19)住宅確保要配慮者が安心して居住できる住宅・住環境の普及・定着（住宅確保要配慮者が安心して居住できる住宅への入居の増加）	住宅確保要配慮者が安心して居住できる住宅に居住している単身高齢者の割合 【OC 指標】	公営住宅等管理台帳 〈方法③〉 セーフティネット住宅情報提供システム 〈方法①〉	5年	賃貸住宅に居住している単身高齢世帯の総数に占める、次の i) 又は ii) のいずれかに該当する住宅に居住している世帯数の合計の割合について集計する。 i) 公営住宅等 ii) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録物件
		住宅確保要配慮者が安心して居住できる住宅に居住している子育て（ひとり親）世帯の割合 【OC 指標】	公営住宅等管理台帳 〈方法③〉 セーフティネット住宅情報提供システム 〈方法①〉	5年	賃貸住宅に居住している子育て（ひとり親）世帯の総数に占める、次の i) 又は ii) のいずれかに該当する住宅に居住している世帯数の合計の割合について集計する。 i) 公営住宅等 ii) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録物件
	民間賃貸住宅に居住している世帯の最低居住面積水準未達率 【OC 指標】	住宅・土地統計調査/住生活総合調査 〈方法①〉	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住している世帯の総数に占める、「最低居住面積水準未達」の世帯数の割合について集計する。	
	民間賃貸住宅に居住している低額所得者の最低居住面積水準未達率 【OC 指標】	住民調査 〈方法②〉	数年	民間賃貸住宅入居者向けの調査を定期的を実施し、「世帯の構成」及び「住宅延べ面積」を問い、各世帯の居住面積水準を算出し、民間賃貸住宅に居住している世帯の総数に占める、「最低居住面積水準未達」の世帯数の割合について集計する。	
		住宅・土地統計調査/住生活総合調査 〈方法①〉	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住している低額所得者の世帯の総数に占める、「最低居住面積水準未達」の世帯数の割合について集計する※11。 ※11 世帯人員が1人(25歳未満の若年者、65歳以上の高齢者、その他の年齢階級別)、2人以上の別に集計する(以下の※11も同様とする)。	
	住民調査 〈方法②〉	数年	民間賃貸住宅入居者向けの調査を定期的を実施し、「世帯の構成」、「世帯年収」及び「住宅延べ面積」を問い、各世帯の居住面積水準を算出し、民間賃貸住宅に居住している低額所得世帯の総数に占める、「最低居住面積水準未達」の世帯数の割合について集計する※11。		

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
⑤ 効果(最終アウトカム)	20) 住宅確保要配慮者の住宅及び住環境に対する満足感の向上 【居住者】	民間賃貸住宅に居住している低額所得者の住宅と住宅まわりの環境に対する総合的な満足度 【OC指標】	住宅・土地統計調査/ 住生活総合調査 〈方法①〉	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住している低額所得者の総数に占める、「住宅と住宅まわりの環境に対する総合的な満足度」について「満足」又は「まあ満足」と評価している世帯数の合計の割合について集計する。
			住民調査 〈方法②〉	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の年収」、「住宅の所有関係」及び「住宅と住宅のまわりの環境に対する総合的な満足度」を問い、民間賃貸住宅に居住している低額所得世帯の総数に占める、「住宅と住宅のまわりの環境に対する総合的な満足度」について「満足」又は「まあ満足」と評価している世帯数の合計の割合について集計する。
		民間賃貸住宅に居住している低額所得者の住居費負担感 【OC指標】	住宅・土地統計調査/ 住生活総合調査 〈方法①〉	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住している低額所得者の総数に占める、「現在の住居費負担感」について「生活必需品を切りつめるほど苦しい」と感じている世帯数の割合について集計する。
			住民調査 〈方法②〉	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の年収」、「住宅の所有関係」及び「現在の家賃や住宅ローン返済などの住居費負担感」を問い、民間賃貸住宅に居住している低額所得世帯の総数に占める、「現在の住居費負担感」について「生活必需品を切りつめるほど苦しい」と感じている世帯数の割合について集計する。
		民間賃貸住宅に居住している単身高齢者の住宅と住宅まわりの環境に対する総合的な満足度 【OC指標】	住宅・土地統計調査/ 住生活総合調査 〈方法①〉	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住している単身高齢者の総数に占める、「住宅と住宅まわりの環境に対する総合的な満足度」について「満足」又は「まあ満足」と評価している世帯数の合計の割合について集計する。
			住民調査 〈方法②〉	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の構成」、「住宅の所有関係」及び「住宅と住宅のまわりの環境に対する総合的な満足度」を問い、民間賃貸住宅に居住している単身高齢者の回答世帯の総数に占める、「住宅と住宅のまわりの環境に対する総合的な満足度」について「満足」又は「まあ満足」と評価している世帯数の合計の割合について集計する。

表1-6 ロジックモデルに基づくアウトカムの達成状況を評価するための指標案（つづき）

段階	アウトカム	指標	指標の計測手法		
			データ	期間	具体的な計測方法
⑤ 効果（最終アウトカム）	20) 住宅確保要配慮者の住宅及び住環境に対する満足感の向上 【居住者】	民間賃貸住宅に居住しているひとり親の子育て世帯の住宅及び住宅まわりの環境に対する総合的な満足度 【OC 指標】	住宅・土地統計調査/住生活総合調査 〈方法①〉	5年	住宅・土地統計調査及び住生活総合調査データに基づき、民間賃貸住宅に居住しているひとり親の子育て世帯の総数に占める、「住宅と住宅まわりの環境に対する総合的な満足度」について「満足」又は「まあ満足」と評価している世帯数の合計の割合について集計する。
			住民調査 〈方法②〉	数年	定期的に住民調査を実施し、「世帯の構成」、「住宅の所有関係」及び「住宅と住宅のまわりの環境に対する総合的な満足度」を問い、民間賃貸住宅に居住しているひとり親の子育て世帯の回答世帯の総数に占める、「住宅と住宅のまわりの環境に対する総合的な満足度」について「満足」又は「まあ満足」と評価している世帯数の合計の割合について集計する。
	21) 住宅確保要配慮者の居住の安定による社会コストの低減 【社会】	犯罪率 【OC 指標】	犯罪統計資料等 〈方法④〉	1年	犯罪統計資料等のデータに基づき、人口10万人あたりの刑法犯の認知件数について集計する。
		ホームレス数 【OC 指標】	ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査) 〈方法①〉	1年 ～ 数年	ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)データに基づき、各地方公共団体(都道府県及び市町村)のホームレス者数について集計する。
		ネットカフェ難民等の住宅喪失者数 【OC 指標】	住宅喪失者実態調査 〈方法②〉	数年	住宅喪失者(住宅がなく、インターネットカフェ・漫画喫茶等を寝泊まりするために利用している者)の実態調査を定期的実施し ^{注32)} 、住宅喪失者数について集計する。
	被生活保護者数及び割合 【OC 指標】	被保護者調査 〈方法①〉 行政内部データ 〈方法④〉	1年	被保護者調査(厚生労働省)データ及び庁内担当部署のデータに基づき、各地方公共団体の被生活保護者(世帯)の総数、及び世帯数の総数に対する割合について集計する。 また、被生活保護世帯の総数に占める、住宅扶助の受給世帯数の割合について集計する。	

注

- 1) 「住宅確保要配慮者」とは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成 29 年4月 26 日改正・法律第 24 号)において、低額所得者(公営住宅法に定める算定方法による月収(政令月収)が 15 万 8 千円以下の世帯)、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯(18 歳未満の子供がいる世帯)と定められている。また、これらに加えて、省令において、外国人などが定められている(法律施行規則第3条)。さらに、地方公共団体が住宅確保要配慮者に対する「賃貸住宅供給促進計画」を定めることにより、住宅確保要配慮者を追加することができることとなっている。このため、「住宅確保要配慮者」の定義は、法律及び省令で定めるほか、地方公共団体が定めている「賃貸住宅供給促進計画」で定義している者とする。以下同様とする。
- 2) 「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅」とは、住宅確保要配慮者という理由のみによって入居を拒まれることのない賃貸住宅で、かつ、一定の住戸の床面積と耐震性が確保されている住宅をいう。なお、住戸の床面積は 25 ㎡以上が求められる(共同居住型住宅(シェアハウス)の場合は、専用居室9㎡以上で、住宅全体の面積が 15 ㎡×居住人数+10 ㎡以上であり、台所、食事室、便所、浴室、洗面所等を一定割合で設けることが求められる)が、この基準は地方公共団体が「供給促進計画」を定めることによって、強化・緩和をすることが可能である。
- 3) 「居住支援サービス」とは、住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の情報発信や紹介・斡旋、住宅相談サービスの実施等のほか、民間賃貸住宅所有者が住宅確保要配慮者を入居させることで不安に感じる理由を解消するために、居住支援活動を行う団体等による提供されるサービスである。例えば、入居後の(高齢者等の)見守りや(単身高齢者等の)死亡時の原状回復・残置物の整理・処分代行等の居住支援、登録住宅の入居者への家賃債務保証等のサービスが想定される。
このため、居住支援サービス関連事業者として、次の①から⑦に掲げるようなサービスを限りに提供している又は今後サービス提供が可能と考えられる地域の事業者(NPO団体を含む。)が考えられる。なお、居住支援サービス関連事業者向けの調査は、できる限り対象者を幅広く抽出してリスト化し、悉皆調査とすることが望ましい。以下同様とする。
 - ① 民間賃貸住宅の管理・取引(仲介)
 - ② 家賃債務保証
 - ③ 身元保証
 - ④ 生活支援(買い物・掃除・調理等の日常的家事支援、外出支援等)
 - ⑤ 見守り・安否確認
 - ⑥ 金銭・財産管理
 - ⑦ 葬儀・家財整理(死後事務・家財整理・葬儀・少額保証等)なお、⑤見守りについては、地方公共団体が協定等を締結している場合の配達・配送、検針(電気・ガス・水道等)等に係る地域の事業者を含めることも考えられる。
- 4) 事業者調査の結果については、回答のあった事業者の総数を母数として集計する。以下同様とする。
- 5) 民間賃貸住宅所有者調査は、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に加盟する地域の所有者を対象として実施するほか、賃貸住宅の取引(仲介)を担う(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(一社)全国賃貸不動産管理業協会等に加盟する地域の不動産管理業者を通じて、所有者調査を実施することが考えられる。なお、調査は対象者をリスト化し、悉皆調査とする。以下同様とする。
- 6) 民間賃貸住宅所有者調査の結果については、回答のあった民間賃貸住宅所有者の総数を母数として集計する。以下同様とする。
- 7) 説明会等の対象者が民間賃貸住宅所有者・居住者の双方の場合、受付名簿等で区分をし、民間賃貸住宅所有者又は居住者の別に集計できるようにしておく。また、参加者のほか、説明会等の定員についても整理し、定員に占める参加者数の割合についても集計できるようにしておくことが望ましい。以下同様とする。
- 8) 説明会等の開催時に、参加者にアンケート票を配布し、終了時に回収をすることで、アンケート結果を集計する。以下同様とする。
- 9) 「ガイドブック」とは、対象施策に係る支援制度や居住改善の方法等についての基礎的な情報を幅広く紹介した冊子と定義する。
- 10) ガイドブックや事例集等の配布数については、配布先が民間賃貸住宅所有者、居住支援サービス提供者か居住者かの別を記録することで、それぞれへの配布数を把握できるようにしておくことが望ましい。以下同様とする。
- 11) 住民調査を抽出調査とする場合は、調査対象のセグメント(対象とする世帯属性や住宅属性、又はそれらを組み合

寄せたもの)ごとの推定精度を考慮した標本数の確保に配慮する必要がある。一般的には、セグメントごとの必要な標本数は、「必要標本数＝1÷許容誤差の2乗(例えば、許容誤差が5%の場合の標本数は400)」で求められる。回収率を想定してセグメントごとの必要な標本数が得られる標本設計を行う必要がある。以下同様とする。

- 12) 「世帯の構成・属性」とは、世帯の家計を支える人からみた世帯員の続き柄や年齢等に加えて、要介護高齢者、障害者、外国人等の特に配慮を要する属性をいう。以下同様とする。
- 13) 「住宅の基本属性」とは、住宅の所有関係(持家、民間賃貸住宅、公共賃貸住宅等)、建て方(戸建、共同建等)、構造(木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)等をいう。
- 14) 住民調査の結果については、回答のあった者の総数を母数として集計する。なお、抽出調査とする場合は、調査対象者の抽出率と回答率をもとに「集計乗率」を設定して世帯の総数を推計することも考えられる。以下同様とする。
- 15) 市区町村については、地方自治法に基づく地方公共団体の区分(指定都市、中核市、施行時特例市、その他の市、町村、特別区)で集計することや、その他の市については人口規模別に集計することが考えられる。以下同様とする。
- 16) 注2で示した住宅確保要配慮者のうち、データの把握できる属性の世帯を対象とする。
- 17) 低額所得者の年収については、住宅・土地統計調査で把握できる200万円未満又は300万円未満を想定しているが、住民調査等を実施する場合は、地域の実情を踏まえてこれ以外の年収を設定することも可能である。
- 18) 「住み替えの目的」については、「平成30年住宅・土地統計調査」で用いられている選択肢を参考に、適切な選択肢を検討して設定するものとする。以下同様とする。
- 19) 住宅・土地統計調査で把握できる住宅確保要配慮者の属性として、低額所得者(注17参照)、高齢者世帯(高齢単身世帯・高齢夫婦のみ世帯)、子育て世帯(18歳未満の子どものいる世帯)の別に集計する。以下同様とする。
- 20) 「住み替えの実現上の課題」として、「平成30年住宅・土地統計調査」で用いられている選択肢を参考に、適切な選択肢を検討して設定するものとする。以下同様とする。
- 21) 相談会での相談件数、日常的な相談窓口における相談件数(訪問のほか、電話を含む)に区分して集計する。また、相談者の属性や相談内容について、1件ずつ所定のフォーマットにより記録をとり、居住者からの問い合わせ分について集計する。
- 22) 60歳以上の者以外の者の単身入居を認めているかどうかについて把握する。「中年単身世帯」として、例えば、40代、50代を対象とすることが考えられる。
- 23) 令和2年4月1日の改正民法施行に伴い、公営住宅への入居の際に連帯保証人を必要としている場合、極度額(根保証契約により担保することができる債権の合計額の限度:同法第465条の2第1項)の設定が義務化されることとなった(同法第465条の2第2項)。
- 24) 居住支援協議会に参画している市町村数については、住宅部局・福祉部局ともに参画している市町村、住宅部局のみ参画している市町村、福祉部局のみ参画している市町村等の区分で集計する。以下同様とする。
- 25) 国の場合は全国の市区町村を対象に集計する。都道府県の場合は当該都道府県下の市区町村を対象に集計する。以下同様とする。
- 26) 「住宅と福祉の連携した取り組み」とは、例えば、民間賃貸住宅への入居促進にあたっての福祉部局(地域福祉、生活保護、障がい者、外国人等を担当する部局)との連携、公営住宅等の建替えにあたっての高齢者施設や子育て支援施設の併設・合築など、住宅部局と福祉部局が施策の実施にあたって連携している取り組みをいう。
- 27) 「住宅確保要配慮者居住支援法人」とは、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの居住支援等を実施する事業者又はその団体をいう。
- 28) 費用の補助等の支援施策の実績については、申請件数、利用件数のほか、支援対象の件数・予算の上限、実際の利用額(累計)についても把握できるようにしておくことが望ましい。以下同様とする。
- 29) 「増改築」や「改修」という表現が用いられることもあるが、ここでは「リフォーム」と表記する。
- 30) リフォーム費用の補助を行う物件については、入居対象とする住宅確保要配慮者の属性(低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、母子世帯、外国人、被災者等)ごとに集計することが望ましい。
- 31) 住宅確保要配慮者の世帯数は、国土交通省国土技術政策総合研究所で開発・公表している「公営住宅等による要支援者の世帯数の推計プログラム」を利用することができる。本プログラムは、国勢調査や住宅・土地統計調査等の統計調査データを組み合わせて、中長期的視点から、公営住宅等による要支援者の世帯数を推計プログラムであ

るが、このプログラムにおいては、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」及び同法に基づく国土交通省令で定められている住宅確保要配慮者賃貸住宅のうち、低額所得者、高齢者、子育て世帯（両親世帯、ひとり親世帯の別）、外国人世帯等を把握することもできる。

なお、既に独自の方法で住宅確保要配慮者の世帯数を把握している地方公共団体においてはその方法によることができるものとする。また、上記のプログラムでは（統計データの制約により）把握することができない障害者のいる世帯や被生活保護世帯等については、地方公共団体が保有している独自のデータ等を用いることが考えられる。

- 32) 調査対象として、インターネットカフェ・漫画喫茶のほか、ネットルーム、ビデオルーム、カプセルホテル・サウナ等を対象とすることが考えられる。また、調査にあたっては、帰宅困難者の利用を排除し、現在「住宅」がない住宅喪失者を対象に集計する。なお、定期的な調査にあたっては、夏季と冬季とでも利用者数が変化することが想定されることから、調査実施時期を統一することが重要である。